

議案第22号

教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を  
改正する条例案

教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例（平成12年大阪市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「、実習助手及び寄宿舎指導員」を「及び実習助手」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

条例の適用を受ける者の範囲を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例（抄）

(目 的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項及び職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）第14条第2項の規定に基づき、教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の教員（校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び

する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）第14条第2項の規定に基づき、教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の教員（校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び

寄宿舍指導員をいう。以下同じ。）並びに教育委員会事務局及び教育委員会所管の学校以外の教育機関の指導主事（以下「指導主事」という。）の特殊勤務手当（以下「手当」という。）に関する事項を定めることを目的とする。